オ　上記アからエまでのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから３年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

④　不渡手形又は不渡小切手を発行して銀行当座取引を停止された者で、２年を経過しない者。

⑤　税金を滞納している者。

⑥　入札参加資格申請書等に虚偽の記載をしている者。

⑦　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77条）第３条または第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用している者。

⑧　倒産者又は経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑶　設計の参加資格要件

①　次に掲げる資格を満たしている単独の企業又は共同企業体であること。

ア　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

②　主任技術者は、一級建築士であること。

③　主任技術者は１名であること。なお、入札参加資格申請書等提出時点において、主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって入札参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記④の要件を満たしていなければならない。

④　主任技術者は、平成12年以降に、次に掲げる同種又は類似施設において、設計等の技術上の管理をつかさどる立場又はそれに準ずる立場としての実績があること。施設の建築確認を取得したものであって、下記条件を満足する基本設計及び実施設計に携わったもの。

ア　施設用途　事業提案書にて提案する施設（以下「提案施設」という。）用途又は類似施設（事業提案書にて提示する施設用途等の合計面積が過半を超える施設をいう。）。

イ　施設規模　提案施設延床面積の７割以上。なお、複合用途の場合の延床面積は、アの用途に係る部分がその施設の過半を占めている場合には施設全体の延床面積を指すものとし、それ以外の場合にはアの用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延床面積を指すものとする。（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）

ウ　階数　提案施設の階数と同程度。

⑤　主となる設計を再委託しないこと。

⑥　設計又はその一部の再委託先の建設コンサルタント等（以下「協力事務所」という。）は、他の申込者の設計の協力事務所となっていないこと。

⑦　協力事務所が当社との設計等請負契約の履行に関し、現に履行遅滞になっていないこと。

⑧　主任技術者については、事業提案書提出後実施設計完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別なやむを得ない場合の外は、原則として変更は認めない。

⑷　工事監理の参加資格要件

①　次に掲げる資格を満たしている単独の企業又は共同企業体であること。

ア　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

②　主任技術者は、一級建築士であること。

③　主任技術者は１名であること。なお、入札参加資格申請書等提出時点において、主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって入札参加資格申請書等を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記④の要件を満たしていなければならない。

④　主任技術者は、平成12年以降に、次に掲げる同種又は類似施設において、工事監理の技術上の管理をつかさどる立場又はそれに準ずる立場としての実績があること。
施設の建築確認を取得したものであって、下記条件を満足する工事監理に携わったもの。

ア　施設用途　事業提案書の提案施設用途又は類似施設（⑶の④アに同じ）。

イ　施設規模　提案施設延床面積の７割以上。なお、複合用途の場合の延床面積は、アの用途に係る部分がその施設の過半を占めている場合には施設全体の延床面積を指すものとし、それ以外の場合にはアの用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延床面積を指すものとする。（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）

ウ　階数　提案施設の階数と同程度。

⑤　主となる工事監理を再委託しないこと。

⑥　工事監理又はその一部を再委託する場合の再委託先の協力事務所は、他の申込者の工事監理の協力事務所となっていないこと。

⑦　協力事務所が当社との工事監理等請負契約の履行に関し、現に履行遅滞になっていないこと。

⑧　主任技術者については、事業提案書提出後実施設計完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別なやむを得ない場合の外は、原則として変更は認めない。

⑸　建設工事の参加資格要件

建設工事は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体の企業、又はすべてを満たしている企業により構成される特定建設企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

①　共同企業体による場合は、次の基準で結成すること。

ア　結成方式は、自主結成とする。

イ　本事業において、同一者が２以上の共同企業体の構成員になることはできない。

ウ　代表者は、施工能力が最大かつ出資比率が構成員中最も高いものとする。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評価値の通知で、最新の建築一式の総合評価点が、単体の企業による場合、又は共同企業体代表者は1,250点以上、構成員は1,100点以上であること。

③　平成12年以降に元請として完成、引渡しが完了した、アからウに示す基準を満たす建設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る）。

ア　単独の企業、又は共同企業体代表者は提案施設用途または類似施設（⑶の④アに同じ）の建築工事一式（各種設備工事、外構工事を含む。新築の場合に限る）において、延床面積が提案施設の７割以上。
なお、複合用途の場合の延床面積は、提案施設用途に係る部分がその施設の過半を占めている場合には施設全体の面積を指し、それ以外の場合には提案施設用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延床面積を指すものとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用になっている部分は含まれない。）。

イ　単独の企業、又は共同企業体代表者は、道路法上の道路上の建築物又は工作物として、通路を施工した実績を有すること。（ただし、道路上の連絡ブリッジの提案を行った者に限る。）

ウ　共同企業体の構成員は、提案施設用途または類似施設の建築工事一式において、延床面積は提案施設の５割以上。なお、複合用途の場合の延床面積は、上記アと同じ。

④　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に経営事項審査を受けた者であること。

⑤　単独の企業、又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の現場代理人および専任の監理技術者又は専任の主任技術者および専任の工事管理者を当該工事に配置できること。

ア　現場代理人
平成12年度以降に元請として完成・引渡しが完了した③アに掲げる建設工事において、現場代理人又はこれに準ずる立場としての経験を有する者であること。

イ　監理技術者又は主任技術者
平成12年度以降に元請として完成・引渡しが完了した③アに掲げる建設工事おいて、監理技術者、主任技術者又はそれらと実質的に同等以上の技術者として工事現場での施工経験があり、１級建築士または１級建築施工管理技士の資格を有する者であること。なお、監理技術者については、監理技術者資格証を有する者であること。